

平成29年7月20日

保護者の皆様へ

広島桜が丘高等学校
校長 吉川 幸秀

夏季休業について(お願い)

日頃より本校の教育活動に対してご理解・ご支援をいただきお礼申し上げます。

さて、7月21日(金)から8月24日(木)まで、夏季休業に入ります。休業中は、とかく開放的になり、気の緩みから問題行動や事故が多発しがちです。毎年の夏季休業中に、軽はずみな行動により問題行動を起こす生徒がいます。問題行動を未然に防止するため保護者の皆様もお子様の将来(進路保証)のためにも、家庭教育を更に厳しくし指導して頂きたいと思えます。

今年度は、289名の新入生を迎え、クラブ活動も活発になっています。また、放課後に学校へ残り、学習している様子もよく見かけるようになり、学校の中が大変活気づいております。今学期、遅刻が多い生徒については、保護者に来校してもらい指導を行いました。遅刻は、生活習慣の乱れから問題行動の第一歩になると考えています。また、一部の生徒ではありますが化粧(特に色つきリップクリーム)や服装について指導しなくてはならない生徒がいます。効果的な指導を心掛けておりますが、家庭教育なくしては、なかなか効果が得られません。ご家庭での指導、協力をお願いします。

近年、夏には猛暑日が続くことが予測されますので、熱中症に十分注意をして生活をさせて下さい。休業中の怠惰な生活は、2学期に入って学習意欲を失わせ、学校への気持ちが離れる要因ともなりますので規則正しい生活を心掛けさせて下さい。広島桜が丘高等学校の生徒として恥ずかしくない行動をとり、病気・事故のない健全な夏季休業を過ごさせるため、次の事項を、家庭で指導していただきますよう、お願いします。

「広島桜が丘高等学校を愛しましょう。」

「広島桜が丘高等学校に誇りを持ちましょう。」

「広島桜が丘高等学校生徒として自覚を持ちましょう。」

1. 生活習慣を崩さず、平素の通学時と同じ生活時間を守らせて下さい。
2. 目標(進路)を立てて計画的に取り組ませてください。学習の遅れを、休業中に取り戻すようご指導下さい。
3. 休業中に家事や家業、地域活動、ボランティア活動など、普段経験できないものに取り組ませて、自分を磨く機会にしてください。
4. 深夜の外出、友人・知人宅への外泊を許可しないでください。
(生活が乱れる原因となります。)
5. 髪染めをさせない。パーマ・ストレートパーマをかけさせないで下さい。
(新学期から直す、周りの生徒もしているなどの口実は絶対に認めない。)
6. ピアスの穴を開けさせない。すでにピアスの穴を開けている生徒は夏季休業中に閉じさせて下さい。穴が大きくなっている場合は、医療機関で治療させて下さい。
7. 無断でアルバイトはさせない。担任を通じて生徒指導部に届け出て下さい。
(アルバイトは完全許可制となっています。)
8. 自動二輪車、(原付)、自動車などの無免許運転は絶対にさせない。
(免許取得は禁止しています。)
9. 飲酒、喫煙、万引き、窃盗など、犯罪行為は絶対にさせない。
10. 裾が破れているズボンや短くしたスカートは、2学期始業式までに再購入してください。また、身だしなみとして、クリーニングに出して2学期に備えてください。
11. 事故、事件などに遭った時は、速やかに学校に連絡をお願いします。

学校連絡先 082-262-0128

- ※ 不要物(マンガ、お菓子、通信機器、音楽再生機器など)を校内に持ち込む生徒がいます。また、授業中に携帯電話を使用する生徒も数名いました。
- ※ 道路交通法が改定されて、自転車(軽車両)での接触事故や違反によって、警察より指導や注意喚起をされることがよくあります。危険行為を繰り返すと安全講習の受講を命令され、期間内に受講しないと5万円以下の罰金もあります。(法第120条第1項第17号)親子で危険な運転はさせないようご指導ください。
- ※ 生徒にも休業中の過ごし方についてのプリントを配付しております。2学期も規律ある学校生活が過ごせるように、ご家庭でもご指導をお願いいたします。

8月 6日(日) 全校生徒 登校日

8月 25日(金) 2学期 始業式

以上

平成 29年7月 20 日
生徒指導部

夏季休業の過ごし方

1. 広島桜が丘高校の生徒として恥ずかしくない行動を取るよう心がける。
2. 基本的な生活習慣を崩さず、平素の通学時と同じ生活時間を守る。
3. 自主的に家庭学習をする。宿題をするだけでなく、目標(進路)を立てて計画的に取り組ませてください。学習の遅れを、休暇中に取り戻す。
4. 家事や家業、地域活動、ボランティア活動などこの時期にしか経験できないものに対して、積極的に取り組んで生活体験の幅を広げ、自分を磨くように努める。
5. 深夜の外出、友人・知人宅への外泊はしない。
(23時以降の外出は深夜徘徊で補導されます。)
6. 髪染めをしない。パーマ・ストレートパーマをかけない。
(新学期に入って黒染めすればいいという考え方をしない。)
7. ピアスの穴を開けない。すでに開けている生徒は夏季休業中に閉じる。穴が大きくなっている場合は、医療機関で治療する。
8. 無断でのアルバイトは禁止。担任を通じて生徒指導部に届け出てください。
9. 自動二輪車、(原付)、自動車、などの無免許運転をしない。
(免許取得は禁止しています。)
10. 飲酒、喫煙、万引き、窃盗など、犯罪行為をしない。
11. 裾が破れているズボンやスカートは、2学期始業式までに再購入する。また、身だしなみとして、クリーニングに出して2学期に備える。
12. 事故、事件などに遭った時には、速やかに学校に連絡すること。

(学校連絡先:082-262-0128)

※ 道路交通法が改定されて、自転車(軽車両)での接触事故や違反によって、警察より指導や注意喚起をされることがよくあります。また、危険行為を繰り返すと安全講習の受講を命令されます。また、期間内に受講しないと 5 万円以下の罰金もあります。(法第 120 条第 1 項第 17 号)

※ 8月 6日(日) 全校生徒 登校日

※ 8月 25日(金) 2学期 始業式

以上